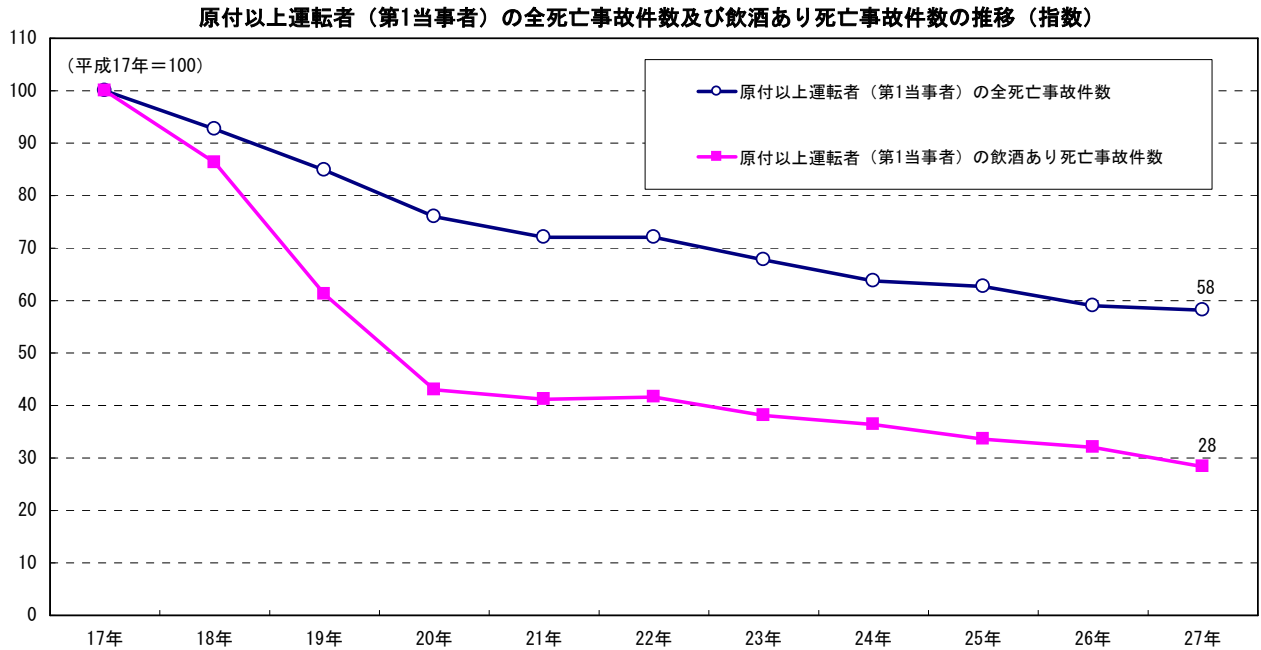


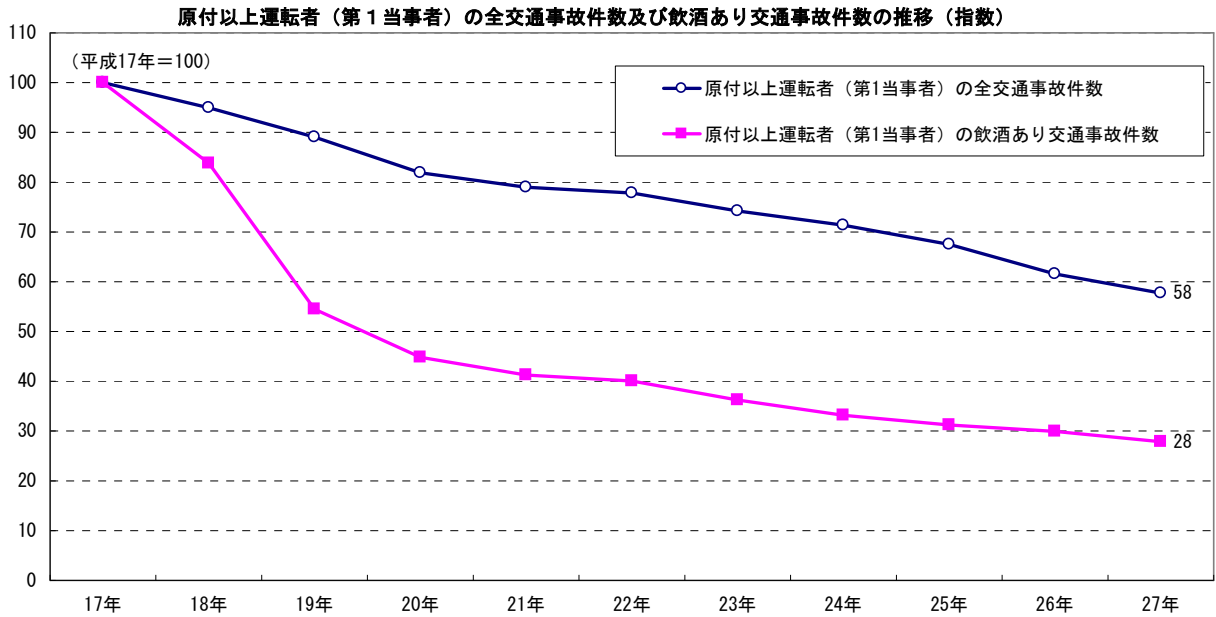
## ◎ 原付以上運転者（第1当事者）の飲酒別死亡事故件数の推移



飲酒別	年											増減数	増減率	構成率	指数
	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年				
飲酒あり	146	129	82	54	57	35	44	36	25	31	21	-10	-32.3	0.6	14
酒酔い	301	275	230	167	171	171	143	146	151	120	105	-15	-12.5	2.9	35
酒気帯び(0.25以上)	77	54	41	30	19	25	21	21	14	25	24	-1	-4.0	0.7	31
酒気帯び(0.25未満)	78	82	38	23	23	31	36	27	20	30	32	2	6.7	0.9	41
基準以下	107	72	43	31	22	33	26	28	28	21	19	-2	-9.5	0.5	18
検知不能	709	612	434	305	292	295	270	258	238	227	201	-26	-11.5	5.6	28
小計	11.5	10.7	8.3	6.5	6.6	6.6	6.5	6.6	6.2	6.2	5.6	-	-	-	49
飲酒あり構成率	5,338	5,014	4,728	4,327	4,103	4,109	3,860	3,635	3,593	3,378	3,356	-22	-0.7	93.6	63
飲酒なし	118	87	69	54	47	40	48	38	34	34	28	-6	-17.6	0.8	24
調査不能	6,165	5,713	5,231	4,686	4,442	4,444	4,178	3,931	3,865	3,639	3,585	-54	-1.5	100.0	58
全飲酒別															

- 注1 増減数(率)は、平成26年と比較した値である。  
 2 指数は、平成17年を100とした場合の平成27年の値である。  
 3 「原付以上運転者」とは、自動車、自動二輪車及び原動機付自転車の運転者をいう。  
 4 「第1当事者」とは、事故当事者のうち最も過失の重い者をいう。  
 5 「酒酔い」の件数は、交通事故に最も影響を与えている法令違反別の分類による件数とは一致しない。

## ◎ 原付以上運転者（第1当事者）の飲酒別交通事故件数の推移



飲酒別	年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	増減数	増減率	構成率	指数
飲酒あり	酒酔い	657	565	396	336	304	254	250	240	212	270	238	-32	-11.9	0.0	36
	酒気帯び(0.25以上)	7,235	6,055	3,959	3,351	3,191	3,185	2,786	2,655	2,528	2,421	2,189	-232	-9.6	0.4	30
	酒気帯び(0.25未満)	2,087	1,743	1,248	1,019	943	892	826	703	636	571	565	-6	-1.1	0.1	27
	基準以下	2,631	2,369	1,432	1,188	1,024	1,025	961	835	787	722	697	-25	-3.5	0.1	26
	検知不能	1,268	895	527	325	264	205	207	172	171	171	175	4	2.3	0.0	14
	小計	13,878	11,627	7,562	6,219	5,726	5,561	5,030	4,605	4,334	4,155	3,864	-291	-7.0	0.8	28
	飲酒あり構成率	1.6	1.4	1.0	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.8	0.8	-	-	-	48
飲酒なし		868,594	826,490	778,888	716,794	691,859	681,835	650,477	625,648	591,915	539,753	505,882	-33,871	-6.3	99.2	58
調査不能		1,258	975	781	600	544	515	460	472	409	371	304	-67	-18.1	0.1	24
全飲酒別		883,730	839,092	787,231	723,613	698,129	687,911	655,967	630,725	596,658	544,279	510,050	-34,229	-6.3	100.0	58

注1 増減数(率)は、平成26年と比較した値である。

注2 指数は、平成17年を100とした場合の平成27年の値である。

注3 「原付以上運転者」とは、自動車、自動二輪車及び原動機付自転車の運転者をいう。

注4 「第1当事者」とは、事故当事者のうち最も過失の重い者をいう。

注5 「酒酔い」の件数は、交通事故に最も影響を与えている法令違反別の分類による件数とは一致しない。